

## 「労働法」の基本と活用法（第19回）

2016年3月17日

(レポーター) 本村 充

### ■ 労働者災害補償保険法

#### ③ 暫定任意適用事業

##### i、農業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業。

ただし、①一定の危険または有害な作業を主として行う事業 ②事業主が特別加入している事業は強制適用事業となる。

##### ii、林業

労働者を常時には使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満である個人経営の事業。

##### iii、水産業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業、(船員法1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業を除く)であって、①総トン数5トン未満の漁船によるもの又は②災害発生の恐れが少ない河川・湖沼または特定水面において主として操業するもの。

ポイント → 暫定任意適用事業は、労災保険に加入しなくてもよいが厚生労働大臣の許可を受けることにより加入することができる。

ポイント → 暫定任意適用事業である農業の自業主が特別加入した場合、当該事業に使用される労働者についても労災保険が適用される。

#### (6) 適用労働者

労災保険の適用労働者は、適用事業に使用される労働者である。

ポイント → 労基法第9条の労働者の規定と同様 ⇒ 「適用事業に使用される者で、賃金を支払われる者」。したがって労働者であるかどうかは、事業主との使用従属関係があるか否か、労働の対象として賃金が支払われているかどうかで判断される。

ポイント → 日本企業の海外支店に現地採用された日本人職員は原則として適用労働者となる。⇒ 「属地主義」の原則。現地の法が適用される。

ポイント → 派遣労働者の場合は、派遣元の事業が適用事業とされる。

ポイント → 遺跡出向の場合は、出向先の事業が適用事業とされる。在籍出向の労働者の場合は、労働の実態等に基づき、労働関係の所在を判断して、出向元または出向先の事業が適用事業とされる。

## 2、業務災害及び通勤災害

### (1) 保険関係の種類

①業務災害に関する保険給付 ②通勤災害に関する保険給付 ③二次健康診断等給付

### (2) 業務災害

#### ① 業務災害の定義(法7条1項1号)

業務災害とは、労働者の業務上の事由による負傷、疾病、障害または死亡をいう。

ポイント → 業務災害に関する保険給付は、基本的には労働基準法の災害補償の事由に対

して行われる。⇒ 労基法の規定を実体化するものとして労災法がある。

## ② 業務災害の認定

- i、業務災害と認められるためには、一次的に業務遂行性があり、二次的に業務起因性があることが必要とされている。

業務遂行性 ⇒ 労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態をいう。

業務起因性 ⇒ 業務と傷病等との間の相当因果関係をいう。

ポイント → 業務災害に関する明文上の規定はない。

ポイント → 「一次的」という意味は、業務遂行性がなければ、業務起因性も成立しないということである。しかし、業務遂行性があれば、当然に業務起因性があるということではない。

ポイント → 「相当因果関係」とは、業務が原因で災害が発生し、その災害が原因で傷病等が発生したという因果関係のこと。

### ii、業務上外の認定

- 作業中に災害が発生した場合 ⇒ 作業中の災害は、大部分が業務災害とされる。ただし、災害の原因が、恣意的行為、私的行為、業務逸脱行為、天災事変その他業務と関係のないものであるときは、業務災害とされないこともある。

ポイント → 天災事変 ⇒ 災害等を被りやすい事情にありかつ、その災害等との間に相当因果関係が必要。

- 作業の中止中に災害が発生した場合 ⇒ 作業の中止が、用便や飲水等の生理的必要行為による一時的なものである場合や、突発的原因による反射的行為によるものである場合には、業務に付随する行為とされ、作業中と同一視される。

- 作業に伴う必要または合理的な行為中に災害が発生した場合 ⇒ 直ちに担当業務行為とはいえないが、私的行為ともいえない行為は、事業主の特命があれば、その行為自体が担当業務となる。しかし、労働者の判断で行われた場合には、その行為に合理性または必要性が認められる場合に限り、業務行為とされる。

- 作業に伴う準備行為又は後始末行為中に災害が発生した場合 ⇒ 作業に伴う準備行為、後始末行為は、通常または当然に業務に付随するものとして、業務行為の延長とみられる。しかし単なる事業場施設の利用行為又は自由行動と判断されることもある。

- 緊急業務中に災害が発生した場合 ⇒ 事業場の緊急の事態に臨んで行われる緊急業務は、事業主の命による場合はもちろん、そうでなくとも、当該事業の労働者として当然行われるべき行為であれば、その行為中の災害は、業務災害とされる。

- 休憩時間中に災害が発生した場合 ⇒ 休憩時間中は、労働者は原則として(自由時間)であるが、事業場施設内で行動している限り、事業主の管轄下、支配下にあり、業務遂行性が認められる。休憩時間中の個々の行為は、それ自体は私的行為であるが、その間の災害が事業場施設に起因することが証明されれば、業務起因性も認められる。

- 就業時間外の事業場施設の利用中に災害が発生した場合 ⇒ その災害が、事業場施設に起因することが証明されたときに限り、業務起因性が認められる。

- 出張中に災害が発生した場合 ⇒ 出張過程の全般について事業主の支配下にあり、積極的な私的行為、恣意的行為でない限り、業務遂行性が認められる。

- 運動会、宴会、その他の行事に出席中の災害 ⇒ 一般的に業務遂行性はないが、事業主の命により参加が強制されている場合には、業務遂行性が認められる。

- 他人の加害行為による災害 ⇒ 一般的に業務起因性はないが、災害と業務との間に相当因果関係が認められる場合には、業務起因性が認められる。暴行によるものについては、私的行為に基づくもの等明らかに業務に起因しないものを除き、業務起因性を推定する。

### (3) 業務上の疾病

労働基準法施行規則別表 1 の 2 で規定

#### i、概要

第 1 号 業務上の負傷に起因する疾病

第 2 号 ~ 第 7 号 一定の種類の疾病を列挙

第 8 号 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止、心臓性突然死を含む、若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

第 9 号 人の生命にかかる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

第 10 号 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

第 11 号 その他業務に起因することの明らかな疾病

ii、過労死等や精神障害も、業務と疾病の間に相当因果関係が認められる場合は業務災害と認められる。(第 8 号、第 9 号の疾病として取り扱われる)

iii、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準」の基本

次のいざれかの業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱う。

イ、発症直前から前日までの間に、発生状態を時間的及び場所的に明確にしえる「異常な出来事」に遭遇したこと

ロ、発症に起因した時間(発症前おおむね 1 週間)に、特に過重な業務「短期間の加重業務」に就労したこと

ハ、発症前の長期間(発症前おおむね 6 箇月間)にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務「長期間の加重業務」に就労したこと

iv、「心理的負荷による精神障害の認定基準」の基本

次のいざれの要件も満たす対象疾患は、業務上の疾病として取り扱われる。

イ、対象疾患(精神障害)を発病していること

ロ、対象疾患の発症前おおむね 6 箇月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること  
ポイント → 心理的負荷の総合評価が「強」とされると、要件を満たすこととされる

ハ、業務以外の心理的負荷及び個体側要因により発病したとは認められないこと

ポイント → 精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識行為選択能力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認めることとされている。

### (3) 通勤災害

#### ① 通勤災害の定義(法 7 条 1 項 2 号)

i、通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡をいう

ii、i のうち、通勤による疾病の範囲は労働者災害補償保険法施行規則 18 条の 4 に規定されており、その疾病は「通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな

疾病」とされている。

ポイント → 「労災保険法」の制定当初は、通勤中の労働者は使用者の支配下にないため、通勤途上の災害には業務起因性が認められず、労災保険給付の対象とならないと考えられてきた。しかし、ILO（国際労働機関）の動きや通勤事情の悪化等を背景として、昭和48年の労災保険法改正で通勤災害制度が導入された。この改正によって、労災保険法は、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡についても、業務上災害に対するのと同じ内容の保険給付を行うこととなった。ただし、労災保険法は、通勤災害に対して保障を行いつつも、その性質を業務上災害とは区別している。例えば、通勤災害に対する給付については、「補償」という表現は用いられず、「療養給付」「休業給付」などの名称が用いられている。また、通勤災害は業務上の災害ではないため、労働基準法第8章の使用者の災害補償責任は及ばず、同法19条による業務上災害のための休業期間中の解雇制限も及ばないと解されている。

## ② 通勤災害の認定

通勤災害とは、通勤による災害であるが、「通勤による」とは通勤と相当因果関係があること、つまり通勤に伴う危険が具体化したことをいう。

ポイント → 通常は、災害が通勤の途中で生じたものであり、それが通勤に起因するものであれば、通勤災害とされる。重要なのは、労働者の行為が「通勤」に該当するか否かである。

## ③ 通勤の定義(法7条2項)

前項第2号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

1 住居と就業の場所との間の往復

2 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動

ポイント → 二重就職者が対象

3 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

ポイント → 単身赴任者が対象

ポイント → 住居 ⇒ 労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で本人の就業のための拠点となるところ

ポイント → 就業の場所 ⇒ 業務を開始しました終了する場所をいう。

ポイント → 合理的な経路及び方法 ⇒ 当該移動の場合に、一般に労働者が用いると認められる経路及び手段等をいう。

ポイント → 業務の性質を有するもの ⇒ 当該移動による災害が業務災害と解される（平成18.3.31基発）

## ④ 逸脱・中断(法7条3項)

3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りではない。

※ 次回はこの項の説明から始めます。（M）